

秋田城跡史跡公園連絡橋融雪設備（電気）保守管理業務委託仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、融雪設備（電気）保守管理業務に適用する。

2 点検内容

秋田市（以下「甲」という。）が指示する日に受託者（以下「乙」という。）は、下記項目について行うこと。

なお、融雪施設の停止日については、甲が指示する日とする。

(1) 始業前・業務完了点検報告

機器関係および融雪システムの総合点検

- ア 外観点検
- イ 導体抵抗測定
- ウ 絶縁抵抗測定
- エ 接地抵抗測定
- オ 各接触器の動作試験
- カ 自動制御回路の動作確認
- キ 各端子のボルト締め付け
- ク 各センサー発信部の清掃
- ケ 盤内の清掃
- コ 試験成績表の作成
- サ 電力メータの確認

(2) 巡回点検報告

別に定める点検報告月日に基づき、点検作業を実施し、融雪システムが適切な設定状況で正常に運転されているかを確認、調整を行うものとする。

なお、気象の急変に伴う温度調節器の稼働設定温度の調整については、甲の指示によるものとする。

3 経費の負担

点検、調整、清掃等に必要な消耗品は、乙の負担とする。

4 適用除外

乙は、次の事項による場合には、本契約による保守義務を免れるものとする。

- (1) 甲の不注意又は不適切な使用管理・占用に起因する事故、故障。
- (2) 火災、災害、不可抗力、その他乙の責に帰することのできない事由によって生じた損害。

5 点検報告書の提出

点検報告書は、別に定める点検報告月日に基づき、速やかに点検した内容の報告書を甲に提出すること。また、点検報告書のほか業務内容の分かる写真を

添付すること。

なお、緊急の時は、その都度速やかに甲に報告しなければならない。

6 情報の提供

始業前点検、巡回点検および業務完了点検等により発見された不具合については、その報告書と状況写真をもって速やかに甲に報告すること。

上記以外で不具合を発見、又は甲からの指示で確認した場合は、その箇所を記した位置図と状況写真をもって速やかに甲に報告すること。

7 疑義等の決定

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

融雪設備（電気）点検報告月日

- 1 始業前点検は、契約締結後速やかに実施し、点検報告書および写真を提出すること。
- 2 巡回点検は、次の期日から前後5日以内に実施し、速やかに点検報告書および業務内容の分かる写真を提出すること。
 - ① 12月10日（水）
 - ② 1月 7日（水）
 - ③ 2月11日（水）
 - ④ 3月11日（水）
- 3 業務完了点検は、システムの停止に併せて実施し、令和8年3月31日までに報告書を提出すること。

融雪設備の停止日については、甲が指示する日とする。
- 4 このほか、甲の指示以外で不具合を発見、もしくは甲から指示があった場合は、その箇所が分かるように写真を撮影し、位置図と併せて速やかに提出すること。